

経営者のための 銀行交渉術 と 最新税務情報



第 52 号

平成 29 年 7 月 13 日（木）

発行 税理士法人 KJ グループ
〒536-0006
大阪府城東区野江 4 丁目 1 番 6 号
TEL : (06) 6930-6388

■ 中小企業経営強化税制の創設

平成 29 年度税制改正により、中小企業経営強化税制が創設されました。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。改めて確認してみましょう。

1. 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注 1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産 業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の 20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注 2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

2. 中小企業者等

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人
 - ・協同組合等（中小企業経営強化法第 2 条第 2 項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも中小企業者とはなりません。

①大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人

②2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

3. 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4. 一定の設備

類型	生産性向上設備（A 類型）	収益力強化設備（B 類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	・機械装置（160 万円以上／販売開始 10 年以内） ・測定工具及び検査工具（30 万円以上／販売開始 5 年以内） ・器具備品（30 万円以上／販売開始 6 年以内） ・建物附属設備（60 万円以上／販売開始 14 年以内） ・ソフトウェア（70 万円以上／販売開始 5 年以内）	・機械装置（160 万円以上） ・工具（30 万円以上） ・器具備品（30 万円以上） ・建物附属設備（60 万円以上） ・ソフトウェア（70 万円以上）
その他の要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません）／国内への投資であること／中古 資産・貸付資産でないこと等	

5. 指定事業

本制度の対象となる指定事業は、中小企業投資促進税制および商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当するすべての事業となります。

（出典 税務懇話会）